問題領域

#### 論

説

### 併合罪の科刑についての考察

伊 藤

渉

売罪などの業態犯)、③複数の犯罪の成立を認めるべき場合につき、五四条所定の関係が認められることから、当 にもかかわらず、これを包括して一個の構成要件該当事実として評価される場合(包括一罪。例えばわいせつ物販 る場合(法条競合。例えば強盗罪などの結合犯)、②犯罪構成要件の解釈上、複数の構成要件該当事実が存在する 条文上、これと異なる扱いをすべきものとされる場合以外について、四六条から五三条の規定にしたがって処理す る。そこでは、まず四五条前段において、確定判決を経ていない複数の罪を併合罪の関係に立つものとした上で、 ることとなっている。すなわち、①犯罪構成要件の論理的な関係により、一罪として処罰する規定が優先適用され 刑法は、 四五条から五四条にかけて、同一の行為者が複数の犯罪事実を実現した場合の処理について規定してい

該規定に従い、科刑上一体として扱うべき場合(科刑上一罪。すなわち観念的競合及び牽連犯)、④四五条後段の

罪と異なっているのである。

反対解釈により、 (独立数罪) のいずれかに該当しない限り、これらの犯罪事実は併合罪として扱われるのである。 それぞれの犯罪事実を独立別個に扱うべきであって、 四六条から五三条の規定が適用されない

れているのである。これに対して、他の罪数関係においては、条文上一定の要件を充足する場合に限って認められ ŋ 部につき判決がなされたのであれば、 決を言渡すことも認められている点に特色がある。この点で、必ず一個の判決を言渡さなければならない 複数の犯罪事実につき、 る処理形態であるとともに、その処理のしかたは比較的単純であるといえる。さらに、 いるところの法条競合・包括一 かつ、その処理のしかたについては、 併合罪は、 一般的には同時審判により一個の判決が言渡される 同一の行為者につき複数の犯罪事実が認められる場合における原則的な処理 罪 科刑上一罪や、 残余の部分について実体判決を言渡すことは許されなくなる)こととされ それぞれの犯罪事実に適用されうる刑罰の種類に応じて、 逆に必ず複数の判決を言渡さなければならないところの独立数 (それが望ましい)ものの、 併合罪の場合にお 詳細 别 に規定さ 形態であ ては、 個の判

は 決を経ると、 数論の分野においては、主として、併合罪と包括一罪・科刑上一罪の区別基準が問題とされてきた。これは、 というものの理論的性格について検討を加えることが必要であるように思われる。 面 併合罪をめぐる以上のような重要性に鑑みるならば、 そのいずれに該当するかによって手続き上の扱いが異なる 併合罪の科刑上の扱いについては、必ずしも重要な問題として考えられてこなかったように思われる。 わが国 の刑事裁判においては宣告刑の大部分が処断刑の下方に集中していることから、 残余の部分に一事不再理効が及ぶ)という重要な意義を有することによるものといえよう。 併合罪の科刑上の扱い、 (包括一 罪 科刑上一罪の場合、 さらにはその前提として、 それにもかかわらず、 特に四七条所定の有期 一部につき確定判 従来、 併合罪 実務

含めた量刑相場 懲役刑の長期の加重により、本来の法定刑を超える刑を言渡すことが余りなかったこと、また、併合罪の場合をも (例えば、 複数の機会に二件の窃盗を犯した場合の量刑基準) が事実上確立しており、

て刑を言渡せば足りると考えられてきたことによるものであろう。

関係に当たる場合において、併合罪に当たる事実全体を評価して、処断刑の上限に近い刑を言渡すべきか、それと 実についての、 第一に、長期に及び犯情が極めて悪質な監禁致傷行為と、それ自体としては比較的軽微な窃盗行為とが併合罪の しかしこの点に関して、問題を提起する重要な判例が相次いで現れた。 科刑のあり方をめぐって争われたものである。 いずれも併合罪関係にある複数の犯罪事

すなわち、 刑法四七条との関係で、有期懲役に処すべき複数の犯罪事実が認められる場合における科刑のあり

もそれぞれの犯罪事実を個別に評価して、これらを合算して刑を宣告すべきか、という点が問題とされた判例であ

方が問題とされた事案である。

問題とされたのである(なお四六条一項との関係上、死刑の選択についても同様の問題が生ずる)。 役刑の上限の範囲内で処断すべきか、という点が問題とされた判例である。ここでは、刑法四六条二項との関係(②) して無期懲役を言渡すべきか、それともそれぞれの犯罪事実自体は有期懲役相当であるとした上で、 これらの判例について問題となるのは、 無期懲役刑が選択刑として規定されている罪を含む複数の犯罪事実が認められる場合における科刑のあり方が 複数の強盗強姦行為等を遂行し、 併合罪における刑の量定に当たっては、それぞれの犯罪事実を個 併合罪として処断すべき場合において、 これらの犯罪事実全体を評 所定の有期懲

点である。言い換えると、併合罪に対して科される刑は、 価した上で宣告刑を定めるべきか、 それとも処断可能な刑の範囲内で全体についての評価をすべきなのか、 それぞれの犯罪事実に対して科される刑の総体なのか、

別に評

それとも一 連の犯罪事実全体に対して科される一体の刑なのか、 という問題が存するのである。

により有期刑は科されない)、あるいは自由刑に罰金刑が併科された場合(四八条一項)、 由とされた犯罪事実については有期刑が選択されるとともに、 刑法二一条所定の、 未決勾留日数の本刑への算入をめぐって、 判決主文においては無期刑が言渡され 併合罪である複数の犯罪事実中、 当該未決勾留日数を無期 (四六条二項

刑や罰金刑に算入することが認められるか、という点が問題とされた判例がある。

罪に対する刑であれば足りるのか、という問題なのであって、そこではやはり併合罪に対して科される刑の性格を 直面するのである。 めぐる対立、すなわち個々の犯罪事実に対する刑の総体か、 数を算入すべき本刑が、 これは、 第一・第二の場合と異なり、 それは当然併合罪における科刑のあり方と関連することになる。 当該勾留にかかる犯罪事実に対応するものに(原則として)限られるのか、 科刑のあり方そのものが争われたわけではない。 連の犯罪事実全体に対する一体の刑かという問題に だがこれは、 あるい 未決勾留日 は併

科刑上一罪や包括 き理論的根拠は これらの判例をめぐる問題点の背後には、そもそも併合罪が、独立数罪のような完全な個別処理でも、 いかなるものであるか、という問題と、 一罪のような一体的処理でもなく、四六条ないし五三条に規定された中間的な処理がなされるべ 併合罪が量刑上、 独立数罪よりは有利に扱わ れ、 科刑上 あるいは

罪や包括一罪よりは不利に扱われるのは何故か、という問題が存在するように思われるのである。

関係の規律を整理する。次に、上述の各判例につき、それぞれ理論的構成の分析を行うとともに、 合罪における科刑のあり方について、 本稿では、このような問題意識に基づき、 理論的考察を試みるものである。そのために、 上述した最近の判例及びこれをめぐる学説の動向を検討した上で、 まず、 現行刑法における罪数 各判例に対する

学説の態度を整理する。その上で、問題点についての考察を行った上で、私見を述べることとする。

勾留理

1 後出事例三。 後出事例一。

2

た。

- 3 後出事例四では有期刑と罰金刑の併科、 事例五では無期刑と罰金刑の併科につき、 それぞれ未決勾留日数の算入が問題となっ
- (4)二一条所定の未決勾留日数の算入は、 が上回る場合 これを量刑の場面において調整する制度だと解されるところ、勾留にかかる犯罪事実とそうでない犯罪事実とが並存する場合にお たが他の事実につき有罪とされた場合(その刑に算入)や、勾留にかかる犯罪事実に対応する刑よりも、 法違反の併合罪につき、懲役と拘留を併科する場合においては、窃盗にかかる未決勾留日数は原則として懲役に算入すべきだとし るか、という点が問題となる。これについては、例えば東京高判平成七・一一・一五高刑集四八巻三号一八四頁は、 としている。そこで、併合罪に立つ複数の犯罪事実につき、それぞれ適用すべき刑を併科する場合において、 数の犯罪事実につき二個の有期刑を言渡す場合においては、勾留にかかる犯罪事実に対応する刑に算入することを原則とすべきだ い。なお、以上のような対応関係がない場合において、例外的に算入が認められる場合としては、 て、やはり勾留にかかる犯罪事実と刑の対応関係を要求していたが、後出事例五の判例により事実上変更されたものといってよ いて、どの刑に算入すべきか、という点に関して、最一判昭和三九・一・二三刑集一八巻一号一五頁は、独立数罪の関係に立つ複 (超過分を他の刑に算入)が挙げられている。 未決勾留が行為者の責任に対応しない自由の拘束であることから、 勾留にかかる事実が無罪とされ 算入すべき未決勾留日数 同様の原則が妥当す 公平の見地に基づき 窃盗と軽犯罪

## 現行刑法における罪数関係をめぐる規律

複数の犯罪の成立を考えうる場合において、 併合罪をめぐる問題点を論ずるに当たっては、これ以外の罪数関係との比較対照が必要であるように思わ 現行刑法が予定する罪数関係としては、上述したように、 法条競合

包括 一罪・科刑上一罪・併合罪・独立数罪がある。以下では、それぞれの場合において、当該犯罪現象がどのよう

な扱いを受けることになるのかを整理する。

①手続き上の扱

回に分けて処理することもできるのか、 まず、当該犯罪事実について、手続き上必ず一回で処理しなければならないのか、一回で処理することも、 あるいは必ず複数の手続きで処理すべきなのか、 という手続き上の一体 複数

性・個別性が問題となる。

は で処理する場合との均衡を失することにならないよう、五一条により、 併合罪においては、 法条競合・包括一罪・科刑上一罪においては、必ず一回で処理しなければならない。したがって、これらの場合 独立数罪においては、必ず複数の手続きにより処理され、 判決は必ず複数個となる。五一条のような刑の執行の制限は生じない。(7) 連の犯罪事実の一部について判決が確定すると、残りの部分について公訴提起することは許されない。 一回で処理する場合と、複数回に分けて処理する場合がある。後者の場合においては、 たとえそれが同時に並行してなされる場合であって 刑の執行が制限される場合がある。(6) 回

②犯罪の成立に関する扱

Ŕ

めそれぞれの罰条を適用するのか、という問題である。 当該 一連の犯罪事実について、これを一体の犯罪として一個の罰条のみを適用するのか、 複数の犯罪の成立を認

法条競合においては、 **論理的に優先して適用される条文のみが適用され、そもそも複数の犯罪事実を認める余地** 

はない。 包括一

れる。

罪の場合は、 複数の犯罪事実は認められるものの、その全体につき最も重い罪にかかる条文のみが適用さ に吸収主義がとられることになる。

う。

科刑上一罪・併合罪・独立数罪においては、 複数の犯罪事実について、それぞれ条文を適用して個別に犯罪の成

### ③科刑上の扱い

立を認めることになる。

ことである。吸収主義が最も一体化された科刑方法であり、併科主義が最も個別化された科刑方法であるといえよ 主義)、最も重い罪について選択した刑に併せて、他の罪について選択した刑を適用するのか 選択した刑をそのまま適用するのか 当該一連の犯罪事実に対し、どのような刑を言渡すべきか、という問題である。すなわち、最も重い罪について (吸収主義)、最も重い罪について選択した刑を加重して適用するのか (併科主義)、という (加重

法条競合・包括一罪においては、そもそも一個の条文のみが適用されるのであるから、 科刑においては、 必然的

基本的に吸収主義がとられているといえよう。 科刑上一罪においては、五四条により最も重い刑で処断することとなっていることから、 刑種の如何を問 わず、

併合罪においては、次に述べるように、四六条ないし五三条において、選択すべき刑の組み合わせごとに、吸収

主義・加重主義・併科主義がそれぞれとられている。

独立数罪においては、 個別の犯罪事実ごとの判決により刑を言渡すのであるから、 刑種の如何を問わず、 併科主

義をとるものといえよう。

### ④併合罪における刑種ごとの処理

以下では併合罪に当たる犯罪事実のうち、 最も重い罪について適用すべき刑罰の種類ごとに述べる。

第一に、 死刑と他の主刑を選択すべき場合、 死刑のみを適用する (吸収主義)。

無期刑と他の自由刑を選択すべき場合、 無期刑のみを適用する (吸収主義)。 無期刑と罰金刑・ 科料刑

は併科される(併科主義)。

第三に、有期刑を複数の犯罪事実について選択すべき場合、 法定刑の上限を加重する (加重主義)。 有期刑と罰

金刑・拘留刑・科料刑は併科される(併科主義)。

第四に、 罰金刑を複数の犯罪事実について選択すべき場合、 法定刑の上限を加重する (加重主義)。 罰金刑と拘

料刑は併科される(併科主義)。

留刑

・科料刑は併科される

(併科主義)。

第五に、

拘留刑を複数の犯罪事実について選択すべき場合、

複数の拘留刑を併科する

(併科主義)。

拘留刑と科

科料刑を複数の犯罪事実について選択すべき場合、 複数の科料刑を併科する (併科主義)。

全般的に見ると、重い刑については吸収主義、 軽い刑については併科主義がとられるものといってよいであろ

⑤加重主義をとる場合の上限

う。

さらに、加重主義をとる場合における、刑の上限が問題となる。

ぞれの罪の法定刑の上限を合計した期間を超えてはならず、 複数の犯罪事実につき、 有期刑に処すべき場合においては、 かつ、 刑法一四条所定の上限すなわち三〇年を超えて 最も重い罪の 五倍を上限とするが、

はならないとされている。

複数の犯罪事実につき、 罰金刑に処すべき場合は、 それぞれの罪の法定刑の上限を合計した金額を上限と

することとなっている。

重い罪の上限の一・五倍という上限及び一般的な加重の限界としての三〇年という上限が併せて設けられている点 よりも不利な処断刑にならないようにしていることが明らかである。その一方で、有期刑の場合においては、 すなわち、いずれの場合においても、法定刑の上限の合計を超えることはできないのであって、併科主義の場合

5 違反した場合、 刑事訴訟法三三七条一号により免訴判決を言渡すべきこととなる。

罰金刑の場合と異なっている点にも注意すべきであろう。

- 6 なお、やはり一個の手続きによる場合との均衡上、一四条所定の有期刑の加重の限度である三○年を超えて、 刑を執行するこ
- (7) この場合は、前出(6)の制限も及ばない。

とは許されない、と解されている

- (8)ただし、次の場合は、 四号八五〇頁)。第二に、 されている場合には、その罰金刑を有期刑に併科することとなる(最一決平成一九・一一・三刑集六一巻九号八二一頁) の法定刑の下限が、最も重い罪のそれを上回る場合には、その限度で下限が引き上げられる(最三判昭和一 最も重い罪の有期刑には罰金刑の併科が規定されていないが、他の罪の有期刑には罰金刑の併科が規定 最も重い罪の法定刑がそのまま全体の処断刑となるわけではないことに注意を要する。 一八・四・一四刑集七巻 第一に、
- (9)この場合においても、 判明治四四・七・八刑録一七輯一三九〇頁。後出事例四もこの場合である)は、前出 九号一二一七頁)や、最も重い罪の有期刑には罰金刑が併科されておらず、他の罪の有期刑には罰金刑が併科されている場合(大 他の罪の法定刑の下限が、最も重い罪のそれを上回る場合(名古屋高判昭和二八・七・二八高刑集六巻 (8) と同様の処理がなされる。

## 三 複数の犯罪事実につき有期刑を選択する場合の科刑

刑を言渡したもの は、 関係に立つ場合につき、これらの犯罪事実を全体として評価し、 併合罪の関係に立つ複数の犯罪事実につき、 先に述べたところの、 (事例一)と、合計五件の強姦罪・強盗罪・ 長期に及びかつ悪質な監禁致傷罪と、 有期刑を選択すべき場合の科刑のあり方が問題とされた判例として 強盗未遂罪が併合罪の関係に立つ場合において、こ それ自体としては比較的軽微な窃盗罪とが併合罪 四七条本文の規定に基づく処断刑の上限に近い

れらの罪の個別的評価を経た上で、求刑を上回る刑を言渡したもの

(事例二)

がある。

(いわゆる新潟女性監禁事件) 第一に、 当時九歳であった被害者女児を略取し

ŋ 用させる目的で、 監禁致傷罪の犯情には特段に重いものがあるといわざるを得ず、その犯情に照らして罪刑の均衡を考慮すると、 は重い逮捕監禁致傷の刑で処断されることになり、 五年以下の懲役)、自宅に九年二ヶ月にわたって監禁し、筋力低下、 ○年以下の懲役)。この場合、未成年者略取罪と逮捕監禁致傷罪とは観念的競合の関係にあることから、これら 当時の刑法二二一条では三月以上一〇年以下の懲役)。第二に、(12) 被告人は三月以上一五年以下の懲役をもって処断されうることになる。 女性用下着四枚(合計二四〇〇円程度) これと窃盗罪とが併合罪の関係に立つことから、 を店頭から窃取した(窃盗罪。 (未成年者略取罪。 略取後七年一〇ヶ月した時点で、 骨量減少等の傷害を負わせた 第一審は、「本件の処断刑になる逮捕 当時の刑法二二四条では三月以上 当時の刑法二三五条では (逮捕監禁致傷 被害者に着 四七条によ 被

告人に対しては、

逮捕監禁致傷罪の法定刑の範囲内では到底その適正妥当な量刑を行うことができない」として、

述べている。

各罪についてあらかじめ個別的な量刑判断を行った上これを合算するようなことは、法律上予定されていない」と 成する個別の罪について、その法定刑……を超える趣旨のものとすることは許されない」のであるから、 的な刑を決することとした規定であり、 として形成し、 の懲役又は禁錮に処するときは、 決を破棄して第一 監禁致傷罪は一○年の限度でしか評価できないとして、 被告人に懲役一四年の刑を言渡した。これに対して控訴審は、 の長期を一・五倍の限度で超えることはできるが、 すなわち、 「併合罪全体に対する刑を量定するに当たっては、 修正された法定刑とでもいうべきこの処断刑の範囲内で、 審判決を維持した。その理由として、「刑法四七条は、 同条が定めるところに従って併合罪を構成する各罪全体に対する統一刑を処断! 処断刑の範囲内で具体的な刑を決するに当たり、 (刑法) 被告人に懲役一一年の刑を言渡した。 五七条による再犯加重の場合とは異なり、 第一審は刑法四七条の解釈適用を誤ったものとし 併合罪中の最も重い罪につき定めた法定刑…… 併合罪のうち二個以上の罪につい 併合罪を構成する各罪全体に対する具体 併合罪の構成単位である 本判決は、 併合罪を構 控訴 本件逮捕 て有期 刑 判

て、 回らないようにすべきものとしている。 て、 控訴審判決は、 四七条所定の処断 判決は、 有期刑を適用すべき複数の犯罪事実が併合罪の関係に立つ場合において、これらを統 そのものについて四七条本文により加重された責任に基づいて評価することを認めるものであると そのような解釈は誤りであるとしているのである。 個々の犯罪事実ごとに法定刑の範囲内で評価したうえで、全体の量刑が四七条所定の制 一刑の範囲内で刑を言渡せば足りるとして、 同時に、 控訴審判決は、 第一審の判断を支持したものである。 第一審判決については、 すなわち、 本判決は併合罪における量刑評 最も重い罪 (本件では逮 これ 的に評 限を上 に対 価

を一体として行うべきものとする一体的評価説、

控訴審判決は個別に量刑評価を行うべきものとする個別的評価説

在により加重されるものとする理解は、控訴審判決により斥けられているとともに、 をとっていることになる。それとともに、 四七条本文により、 重い罪自体の責任が、 本判決においても支持されて 併合罪の関係にある余罪の存

ば、 全体についての処断刑を算出する基礎にすぎず、 には変わりがない。ただ、四七条の場合においては、犯罪事実ごとに刑を併科し、あるいは期間を合計するとした 訴審判決を支持するものとがある。前者の見解によれば、四七条所定の場合においては、それぞれの罪の法定刑 のでは行為者にとって苛酷に過ぎる、という考慮から、最も重い罪の一・五倍という上限を設けることにより、 による制限は、 本判決に対する学説の態度を見ると、 複数の犯罪事実が認められる場合であっても、本来はそれぞれの犯罪事実ごとに責任を定めるべきであること 個別的評価説によるならば、そもそもそのような但書は無意味になる。これに対して、後者の見解によれ 別個の手続きで処理された場合(五〇条・五一条) 一体的評価説に基づき本判決を支持するものと、(ユ) 個別の犯罪事実の評価基準としての意味を有しない。四七条但書 との不均衡を回避するためにおかれたものであ 個別的評価説に基づき控

(事例二) 大阪地判平成一六・一〇・一判時一八八二号一五九頁

為者に併合の利益を与えることとしたものである。

らを合算の上、実務上併合罪の審判において「各罪において相当とされている刑を合算した刑よりは相当程度下回 を犯したとして起訴された。 (当時の刑法二三六条では五年以上一五年以下の懲役)の各罪を遂行したほか、二名の被害者に対して強姦未遂罪 被告人は、三名の被害者に対してそれぞれ強姦(当時の刑法一七七条では二年以上一五年以下の懲役)・強盗 (強姦・強盗にかかる三名についてはそれぞれ五年、強姦未遂にかかる二名については一年と一年六月)、これ 本判決は、検察官による懲役一二年の求刑に対し、被害者ごとの量刑の最低限を設定

過大な併合の利益を見積もることは、被害者保護の見地からして相当ではなく、基本的には合算刑をベースとして る刑を言い渡すのが通例となっている」点 (但し、刑法四七条や一四条の制約の範囲内で)、それに比較的近い範囲内で量刑を行うことが相当」だとして懲役 いずれも人身に対する罪であって、各被害者の心身にわたる被害が相当深刻であるような場合には (併合の利益) については、「本件のように、 併合罪の関係にある数罪 あまりに

四年の刑を言渡した。

ては、 関係では、 えたことからこのような量刑手法がとられたにすぎない、という理解も可能であるといえよう。 え方は統一的評価であって、ただ、本件の場合には求刑を上回る刑を言渡すことに対する合理的説明が必要だと考 い、全体の量刑を定めたものとする理解が有力である。しかし、本件においても、量刑評価についての基本的な考(5) 本判決は、事例一とは逆に、個別的評価説を採用したうえで、 犯罪事実単位で個別化されているのではなく、被害者単位で個別化して評価されている(同一の被害者との 統一的に評価している)ことに注意する必要があろう。 併合の利益を加味し、 かつ四七条等の制限に従 実際、 本件におい

- 10 平成一六年に刑法の一部改正がなされた結果、 本罪の法定刑は現在では三月以上一五年以下とされている。
- 11 平成一八年に刑法の一部改正がなされた結果、本罪の法定刑は現在では一〇年以下の懲役又は五〇万円以下の罰金とされてい
- (12) 土本武司 ·判例評論五四二号 (判例時報一八四六号) 三六頁、松本時夫・研修六六七号一九頁、 古江頼隆・法律のひろば五六
- 13 曽根威彦・現代刑事法五巻一〇号四四頁、 岡上雅美・判例セレクト二〇〇三(法学教室二八二号別冊付録) 三〇頁

- 14 平成一六年に刑法の一部改正がなされた結果、 本罪の法定刑は現在では三年以上二〇年以下とされている。
- 15 平成一六年に刑法の一部改正がなされた結果、 本罪の法定刑は現在では五年以上二〇年以下とされている。

城下裕二・判例セレクト二〇〇四(法学教室二九四号別冊付録)三三頁。

16

# 四 最も重い犯罪事実につき無期刑を選択することの当否

渉)

とはいえない強盗強姦罪に当たる事実につき、 としては、 併合罪の関係に立つ複数の犯罪事実中、 先に述べたところの、 複数回に及ぶ強盗強姦罪等が遂行された場合において、それだけでは無期 最も重いものについて無期刑を選択することの当否が問題とされた判例 他の罪をも含めて処罰する趣旨で無期刑を選択して、 判決において 刑 相

(事例三) 最二決平成一九・三・二二刑集六一巻二号八一頁

言渡したもの(事例三)がある。

重い強盗強姦の事実により無期懲役を言渡した。控訴審もこれを支持した。弁護人は、無期懲役を選択したところ む複数の犯罪事実につき起訴された。第一審判決は、これらの強盗強姦罪につき無期懲役を選択し、そのうち最も いとして上告した。本決定は、刑法四六条につき、「一個の罪について死刑又は無期刑に処するときに、その結果 強盗強姦の事実は、それ自体において無期刑相当の罪とはいえず、本件において無期刑を選択することはできな 被告人は、五件の強盗強姦罪 (無期又は七年以上の懲役。 なお有期懲役の上限は行為時においては一五年) (ド)

期刑を選択する際には、その結果科されないこととなる刑に係る罪を、これをも含めて処罰する趣旨で、考慮でき よってその罪をも処罰する趣旨」であるから、「併合罪関係にある複数の罪のうちの一個の罪について死刑又は無 科されないこととなる刑に係る罪を不問に付する趣旨ではなく、その刑を死刑又は無期刑に吸収させ、これらに

る」として、上告を棄却した。

る。ここでも、 を科した上で他の刑は科さない(ただし、無期刑の場合においては、罰金・科料は併科)ものとすべきである、 場合には、その他 したものである。 は無期刑相当の犯罪事実が含まれている場合に限り、これらの刑を適用すべきだ、という考え方を斥けたのであ 本決定は、併合罪の関係に立つ複数の犯罪事実のうち、 判例は一体的評価説を採ったものといえよう。 すなわち、 の罪と一体として評価すればこれらの刑を科すことが相当と判断されれば、そのままこれらの 上告理由がいうような、それぞれの犯罪事実を単独で評価すると、その中に死刑ある 最も重い罪について死刑ないし無期刑が規定され ح 刑

苛酷ないし無意味であるとして、 事実に対する個別評価の結果、 についてこれらの刑を科すことが相当か判断するのは当然であるとする。 処罰する趣旨なのであるから、 を不問に付する趣旨ではなく、 持する見解とが対立している。 無期刑を選択することを認めるものではないとする。 学説においては、 やはり、 体的評価説を前提に本決定を支持する見解と、(8) 死刑又は無期刑に相当する事実が含まれている場合にその他の刑を併科したのでは 最も重い罪の法定刑に死刑又は無期刑が含まれている場合においては、 当該犯罪事実をも含めて死刑又は無期刑で評価しうる場合には、これらの刑のみで 前者によれば、 併科を回避する趣旨であり、 四六条は科さないこととされるところの、 複数の犯罪事実を併せて評価したうえで死刑ないし 後者によれば、四六条はそれぞれの犯罪 個別的評価説に則り、 他の罪にかかる犯罪 上告理由を支 併合罪全体

17 平成一六年に刑法の一部改正がなされた結果、 現在は有期懲役の上限は二〇年となっている。

18 小池信太郎・判例セレクト二〇〇七(法学教室三三〇号別冊付録) 三〇頁

## 五 未決勾留日数を算入しうる本刑の範囲

の併科刑を言渡すに当たり、四六条二項により適用されないこととなる有期刑を選択した犯罪事実にかかる未決勾 事実について選択された無期刑(この場合、 実につき有期刑が選択された場合において、 留日数を、 び難民認定法に規定されている併科刑としての罰金刑に算入することを認めたもの 入することが認められるか、 科刑 の基準その これら双方の刑に算入することを認めたもの ものが問題とされたわけではないが、 ということが問題とされた判例もある。 有期刑は適用されなくなる)や罰金刑(有期刑とは併科される) 当該未決勾留日数を、これと併合罪の関係に立つところの、 それと関連する問題として、 (事例五) である。 窃盗罪による未決勾留日数を、 (事例四) 勾留理由となってい Ł, 無期刑と罰金刑 出入国管理及 他 る犯罪事 の犯罪 に算

┊ (事例四)最二決平成一八・八・三○刑集六○巻六号四五七頁

金三○万円とした上で、懲役についてはその執行を五年間猶予するとした。その際、二件の窃盗に係る未決勾留日 ては懲役刑と罰金刑の併科を選択し、各窃盗罪にかかる懲役刑との併合罪処理を行い、被告人を懲役三年及び罰 不法に在留する外国人が、当該不法在留の罪及び二件の窃盗罪につき起訴された。 不法在留(この事実については勾留されず)に規定されているところの罰金刑に算入した。 第 審判決は、 控訴審判決もこ 不法在留につ

渡すべきものとしているから、その刑が刑法二一条にいう『本刑』に該当すると解すべきであり、この理は、 にある数罪を併合審理して刑を言い渡す場合、 れを支持したことから、検察官が本件罰金刑への算入は違法だとして上告したが、本決定は その数罪を包括的に評価して、それに対し一個の主文による刑を言 「刑法は、 併合罪関係 その

刑が懲役刑と罰金刑を併科するものであるときでも異なるところはない」として、本件罰金刑への算入を適法だと

算入するのが本筋だということになる。 (2) たものとするならば、 その他の併合罪における併科規定は、 対して科された一体の刑として扱うことになり、 数の算入が許されるとしたものである。これは、 本決定は、 併合罪の関係に立つ犯罪事実の一部につき勾留された場合、言渡された刑の全体について未決勾留日 未決勾留日数の算入は、 各犯罪事実に対する個別の刑を併せて言渡すこととする個別的評価説に則 独立数罪の場合と同様、 併合罪にかかる刑が併科刑の場合であっても、これらを併合罪に 一体的評価説と整合するといえよう。これに対して、 当該勾留にかかる犯罪事実に対応する刑に 四八条一項

入は許されないとする余地はありうるが、本決定はこのような理由は挙げておらず、 役刑と、 罪については当時一○年以下の懲役、軽いほうの不法在留については三年以下の懲役若しくは禁錮、三○○万円以 を挙げている。この見解によれば、 下の罰金」という統一された併科刑で処断したものであって、それ故に本件懲役と罰金は一体の刑と見るべきこと 下の罰金、 なお、 不法在留についての懲役・罰金の併科刑が併合罪処理された結果、「一五年以下の懲役及び三〇〇万円以 第一審及び控訴審において、 若しくは懲役又は禁錮に罰金を併科することとされていたことから、 不法在留につき単独の罰金刑が選択されたのであれば、 罰金刑に対する算入を認める理由として、本件においては、 二件の窃盗罪についての単独の懲 併合罪関係に立つ犯罪事実 当該罰金刑に対する算 重いほうの窃盗

(事例五) 最三決平成一八・八・三一刑集六○巻六号四八九頁

被告人は、

わいせつ略取罪・強盗強姦罪

(観念的競合。

処断刑は無期又は七年以上の懲役。

般について、このような処理を認めたものと解される。

行為時の有期 83

なお、

のであるときでも異なるものではない」として上告を棄却した。 して上告したが、「刑法は、 言渡すとともに、 実については罰金刑を選択し、これらを併合罪として四六条二項・四八条一項により無期懲役及び罰金一五万円 る数罪の刑に未決勾留日数を算入する」のであればよく、「この理は、 て、それに対し一個の主文による刑を言い渡すべきものとしているから、 有期刑、 勾留手続きをとることなく起訴された。 勾留されていない強盗強姦罪の事実については無期刑、 (観念的競合) 未決勾留日数を無期刑と罰金刑の双方に算入した。 の事実及び、道路運送車両法違反(五〇万円以下の罰金) 併合罪関係にある数罪を併合審理して刑を言い渡す場合、その数罪を包括的に評価 第一審及び控訴審は、 同じく勾留されていない道路運送車両法違反の事 検察官は本件罰金刑への算入は違法だと主張 本件のように懲役刑に罰金刑を併科するも 勾留にかかる強盗強姦罪の事実については 勾留事実に係る罪を含む併合罪関係にあ の事実を含む複数の公訴事実に

はもとより、さらにこれらと併合罪の関係に立つ罰金刑相当の犯罪事実が認められる場合には、 き単独で選択されたものであるから、 る一体的評価説が前提となっているといえよう。 ても算入してよい、としている。ここでも、併合罪において言渡される刑は、一体として科されたものであるとす 事実が認められることにより、 定するという理解は否定されたものと見るべきであろう。 本決定は、有期刑相当の犯罪事実につき勾留された場合において、 有期刑が科されなくなるのであれば、 算入が許される罰金刑を、 なお、 本件罰金刑は、 懲役等との併科刑として規定されているものに限 それと併合罪の関係に立つ無期刑相当の犯罪 無期刑に対して未決勾留日数を算入しうるの 事例四と異なり、 道路運送車両法違反に その罰金刑に対し

強

別個のわいせつ略取誘拐罪・

懲役の上

|限は一五年| につき起訴されるとともに、この事実につき勾留された後、(2)

①一体的評価説の基本的妥当性

(20)本決定における古田佑紀裁判官の補足意見によれば、未決勾留日数の算入は「勾留状が発せられた罪に対する刑を本刑として 行うことを原則とすべきであり、勾留事実と併合罪又は科刑上一罪の関係にない非勾留事実に係る刑に対する未決勾留日数の算入 は、それが合理的である特段の事情が認められる場合に限られる」とされるが、これは独立数罪の場合においては、 合と異なり、 複数の刑を一体として扱うことができないことを根拠とするものといえよう。この点に関して、須藤純正・平成一八

(21) 前出 (17) 参昭

年度重要判例解説一六三頁参照

### 六 全般的考察

して、最も重い罪の法定刑に所定の処理を経た処断刑の範囲内で評価すべきであって、 ないし無期刑が相当であるかを問題とすべきでない。四七条所定の加重主義の場合は、 理解することができよう。すなわち、四六条所定の吸収主義の場合は、全体の犯情を包括的に評価すると、 合においても、そこで言い渡される刑は、 合算すべきものではない。さらに、科刑そのものが問題となったわけではないが、四八条一項所定の併科主義の場 する統 ·罪について規定された死刑ないし無期刑が妥当か、を問題とすべきことになり、個別の行為について単独で死刑 以上に見てきたように、判例の基本的な見解は、併合罪において言渡される刑をもって、当該犯罪事実全体に対 一的な刑であるとするものであって、 全体の犯情に対応した懲役と罰金の併科刑を意味することになり、 個別の犯罪事実に対応する刑罰の総体としてはとらえていないものと 個別の行為に対する評 全体の犯情を包括的 最も重 に評価 個別

の行為に対してそれぞれ懲役刑や罰金刑を科す趣旨ではないから、それ故に非勾留事実のみに規定されている罰金

うべきであるところの、

独立数罪とは異なっているのである。

別個独立に評価した場合と比較して軽い罪なのか、

という問題がある。

それに加えて、そもそも併合罪は、

刑に対して未決勾留日数を算入しても何ら問題はない、というものである。

おい 純に併せたのでは行為者にとって苛酷であるから、このような制限を設けるものだと考えるのである。確かにこの純に併せたのでは行為者にとって苛酷であるから、このような制限を設けるものだと考えるのである。確かにこの この点で、禁錮以上の確定判決が介在することにより、それ以前とそれ以後で行為者人格に関する評価を別個に行 る可能性を認めているのは、 らの場合と異なり、手続き上必ず一体として処理しなければならないものとはされておらず、別個の判決で処理す ないし責任) らえる図式は妥当であろうか。たしかに、併合罪においては、包括一罪のように、それぞれの犯罪事実間に連続的 の犯罪事実について評価した後に、 ような考え方も成り立ちうるが、 ないまでも、これらを一体として評価することが犯罪の実体をより適正に反映したものとなろう。 体性が認められることから、 このような一体的評価説に対しては、上述のように学説からの批判も根強い。すなわち、 .て重要な影響を及ぼすところの、行為者人格に関する要素は共通している。そうであるならば、必ずとは 四七条所定の加重主義における一・五倍という限界は、 五一条の場合においても、 併合罪に対する責任を、 が実質的に重複していることから、個別に評価する余地はない、といった制約はない。(3) このような理由によるものといえる。 分割して扱う余地はないとか、 一体的に評価した場合との均衡を考慮して科刑を行うべきだということになろう。 わが国の刑法の 個別の行為ごとの責任の総和から、 併合の利益をどの程度見積もるかという煩瑣なプロセスを経ることになろう。 (特に四七条の)建前と整合しないだけでなく、 個別的評価を前提とした上で、これらに対する刑を単 科刑上一罪のように、 しかし、併合罪の場合であっても、 いわゆる併合の利益を控除したもの、 それぞれの犯罪 四六条所定の吸収主義 実際上も、 むしろ、五〇 併合罪がこれ の要素 量刑評価に 個別 わ

評価を受けることから、併合罪と比較して重い責任を問われることになるといえよう。

罪のような制限を及ぼすことができないとともに、実際上も確定判決後の犯罪事実については一般的により不利な については有期刑の量定において重要な意味を有する行為者人格の評価につき、一定の歯止めをかける、という趣(※) 刑を言渡すことができないという点において行為者に有利となることは疑いない。これらの有利な扱いは、 旨だといえよう。これに対して、 の場合は死刑ないし無期刑の適用に当たり、人道的な配慮が必要であることから、これらと他の刑の併科が制限さ 犯罪事実が複数存在する場合には、一四条所定の三〇年の上限及び、 併合罪を独立数罪と比較した場合、 四七条の場合は、 一四条所定の三〇年の上限についてはやはり人道的配慮によるもの、 独立数罪の場合は、そもそも一体としての評価になじまないのであるから、 四六条により死刑・無期刑と他の刑との併科が制限され、 四七条所定の最も重い罪の一・ 一・五倍の上限 有期刑相当の 五倍を超える 四六条

も重い責任を認めるべき場合もあろう。一個の殺人の事実だけを見れば、いずれも直ちに死刑相当とみるべきでは(%) のような結合犯、 は重く評価されるべきであると思われるからである。このことは、併合罪に限ったことではない。そもそも強盗罪 抑圧する程度には至っていないことから強盗致傷罪までは適用できないとしても、 うに行われているし、 なくとも、それが三件に及んだ場合には、全体を評価して死刑を適用するということは、量刑手法として当然のよ あるまい。むしろ、 しかしそれは、併合罪において、複数の犯罪が遂行されたことにより、 あるいは常習賭博罪のような常習犯自体、 複数の犯罪事実が併存する場合、これら相互の関連性如何によっては別個独立に見た場合より 被害者に暴行を加えて傷害を負わせるとともに、 複数の犯罪事実の間に一定の密接な関係が認められる 財物を取得した場合には、 責任が「減軽」される、ということでは 別個独立に遂行された場合より 相手方の抵抗を

また、

般的には併

ことにより、

より一体的性格の強い扱いを受けるとともに重く処罰される場合だといえるし、

合罪より軽いとされる科刑上一罪の場合であっても、 (例えば、 被害者宅に侵入して遂行された強姦については、路上での強姦及び住居侵入が別個に遂行された場 両者の関係如何によってはむしろ併合罪より重く処罰すべき

むしろ重い評価を受けるであろう)もありうるからである。

刑を行うべきであろう。そして、 あるように思われる。 に評価すべきものとされない限り、 かの部分をその対象とすれば足りよう。 このように考えるならば、 やはり、 同一の行為者が複数の犯罪行為に及んだ場合においては、 一連の犯罪事実全体を統一的に評価することにより、 未決勾留日数を算入するに当たっては、 個別の犯罪事実ごとに評価を行い、そこから全体の科刑を導く方法には 併合罪の全体に対して科された刑 その実体を適正に反映した科 それが独立数罪として別個 のい ず

②一体的評価説の問題点に関する検討

たものとならないおそれがあるからである。 その全体につき刑の量定を行えばよい、というのでは、その評価が直観的になりやすく、犯罪の実体を真に反映 しかし他方、 一体的評価説にも問題がないわけではない。 所定の規律に従い、 処断刑を形成しさえすれば、 後は

が、 条。一〇年以下の懲役)が成立し、両者は併合罪の関係にあることから、 (二一一条一項。五年以下の懲役若しくは禁錮又は一○○万円以下の罰金)が、不正支出につき業務上横領 資産につき、 すことなく大量の欠陥製品を出荷せしめ、その結果多数の消費者に死傷結果をもたらすに至った。その後、 例えば次のような場合を考えてみる。企業経営者であるAは、 前者の犯情が極めて悪質だからといって一五年に近い刑を言渡すのは妥当ではあるまい 比較的少額の不正支出を行った。この場合、 欠陥製品による死傷結果につき業務上過失致死傷 製品の安全性を確保するために必要な措置を尽く 処断刑の上限は一五年ということになる (三五三

限に近い刑を言渡すべきではないであろう。 成立し、 り駐車場にいた者一名に軽傷を負わせた。この場合は多数の車両等の焼損につき建造物以外放火(一一〇条一項。 て、これらの車両に次々と放火した結果、大火災になり、 一年以上一〇年以下の懲役)が、人の負傷につき傷害(二〇四条。一五年以下の懲役又は五〇万円以下の罰金) 両者は観念的競合となるから処断刑の上限は一五年となる。しかし、ここでも、 科刑上一罪の場合にも類似の問題が生じうる。Bは、 甚大な物的被害を生ぜしめるとともに、 多数の車両が駐車している公園の駐車場におい 前者の悪質性を理由に上 未必の故意によ が

け及びこれら相互の関連性等を検討したうえで、全体についての十分な考察に基づく量刑がなされるべきであろ りも重大な人身被害が生じた可能性)を考慮して決することになろう。 すべきことになる。 れたのであれば、 る部分のみをとらえて、その悪質性を強調するあまり、 ·わざるを得ないからである。やはり、それぞれの犯罪事実の性質、法定刑、一連の犯罪事実全体における位置づ これらは単なる量刑不当にとどまるものとは思われない。 上述のAについては、業務上過失致死傷についての犯情の重大性とともに、業務上横領における被害額、 (特に欠陥製品被害への対応との関連性の有無。例えば欠陥製品被害にかかる責任追及を免れる目的でなさ 相当悪質との評価を受けるべきであろう)、一連の行為が会社内外に与えた影響等を考慮して決 Bについては、やはり放火についての犯情の重大性と併せて、 犯罪事実の全体を見ることなく、 併合罪であれ科刑上一罪であれ、 傷害に至った状況 量刑評価を行ったものと 複数の犯罪事実のあ 支出

して主たる罪の評価に影響を与える要素に過ぎない、 の場合において、 逮捕監禁致傷罪の事実に着目し、 これと併合罪の関係にある窃盗罪の存在により、 ということを意味するのであれば、 問題である。 処断刑の上 例えば事例

一体的評価説に基づく刑の量定が、最も重い罪を主たる罪として重点的に評価し、

他の罪はい

わば

ある。 事実に着目し、 併合罪であった場合についても同様である。例えばそれが小学校の校舎への侵入であれば、処断刑の上限に近い 役刑の上限が三年であることから、 利益が問題とならない場合、 お、 性格の強い被害をもたらす行為が反復累行されたことを考慮して、宣告刑を導いたものと見るべきであろう。 る。 この種の犯罪に対する性向が強いと認められることにより、これらの結論を正当化しうるものと思われるのであ ためになされたという事情により、事例三の場合においては、 性を有するとともに、下着を購入することで店員に不審に思われ、 は思われない。 えば多数の者に対していわゆる「振り込め詐欺」を反復していた場合) ような量刑方法のもとでは、 限が一〇年から一五年に引き上げられるとした上で、 刑を言渡すことになるが、 結論を肯定するのであれば、それは犯罪事実全体を適正に評価したものとはいえないのではないだろうか。その 個別: 以上に論じたことは、 かりに、 的 …評価説を採用したように見える事例二の判断枠組みについても、 事例一の場合においては、下着の窃盗は、行為者における長期監禁行為の動機・目的と密接な関連 本決定の事案と異なり、 その他の罪は不利な情状として評価した上で、そこから直ちに無期刑の選択を導くことにも問題が いわゆる併合の利益を考慮すべきという趣旨ではないのであるから、そのような併合の およそ逮捕監禁致傷と関連性のない余罪 妥当とは思われない。 例えば事例一において、 四七条但書により、 他の罪が、悪質ではあるが強盗強姦とは異質な犯罪事実であった場合 他方、 窃盗の事実自体はその情状の一部に過ぎない、として本判決 窃盗罪ではなく建造物侵入罪ないし器物損壊罪 処断刑の上限はその長期の合計である一三年となる)との 事例三の場合において、 他の罪も同種の性格を有するものであることから、 ひいては監禁の事実の発覚に至ることを恐れた (例えば無銭飲食)の場合においても、 において、 複数の者に対する重大かつ一身専属的 最も重い罪である強盗強姦罪の 同様に無期刑を言渡すべきだと (いずれも懲 例 な 科

刑が相当であろうが、飲食店で他の客とトラブルになり、

食器を損壊するに至った場合にはそのような科刑は相当

でないものと考えられる。

- (22) 只木・前出 (13) 一六四頁
- (23)観念的競合においては、行為及び意思決定の一回性により責任要素が重複するものと考えられ、 相互に性質上の手段・目的ないし原因・結果の関係が認められることから、違法要素が重複するものと考えられる。林幹人・刑法 牽連犯においては、 犯罪事実
- (公) 平野龍一・刑法総論Ⅱ(一九七五)四三四頁。総論(第二版)(二○○八) 四五八頁以下。
- (25) 罰金以下の刑の場合、このような制限を伴わず単純に合算する加重主義ないし、 的軽い刑を科すにあたっては、行為者の人格に余り深入りすることなく、行為の外形に基づいた量刑評価がなされることによるも 併科主義がとられているのは、 これらの比較
- (26)和田俊憲・ジュリスト一二七九号一五六頁、松本・前出(12)三〇頁参照。
- (27)この点を問題とする見解として、井田良・ジュリスト一二五一号七四頁。

28

和田・前出

26

参照。

(29) この点に関して、 の執行を終えたにもかかわらず新たな犯罪に及んだことを理由に重い責任を問う趣旨であって、これを単に他の犯罪事実が存在す の事実を処断刑の修正事由としてのみとらえるものと思われる見解があるが(土本・前出(12)四一頁)、再犯加重の制度は前刑 一体的評価説の中には、四七条所定の処理を、五七条所定の再犯加重に類するものとして理解し、 本件窃盗

ることを理由に責任の加重を認めることを正当化する根拠とすることはできないように思われる。

われる。今後の判例の蓄積を見守りたい。

た。

今日においては、

社会の変化に伴い、

従来の刑罰法令の法定刑に照らして極めて犯情の重い罪が遂行されること

#### 七結語

併合罪を構成するそれぞれの犯罪事実の内容及びそれらの関連性に踏み込んだ考察が必要であるとの結論に至っ あり方について、 以上、最近の判例を通じて、併合罪の法的性格につき、他の罪数関係と比較しながら検討した上で、その科刑の 個別的評価よりも統一的評価が妥当と考えられること、しかし同時に、その評価に当たっては、

のような状況において、犯罪の実体を適正に反映した量刑がなされるための指針の形成が求められているように思 が起こりうるとともに、同一の行為者において、 複数の犯罪行為が遂行される機会も増大しているといえよう。そ

―いとう わたる・法学部准教授―